

Ⅲ 前期基本計画

基本計画の見方

基本計画は、基本構想に掲げる7つの基本方針に含まれる29の基本施策について、「めざすまちの姿」、「現状と課題」、「施策の方向性」、「個別施策と主な取組み」、「まちづくり指標」、「関連する個別計画」で構成し、それぞれ以下の内容を示しています。

めざすまちの姿

市民、地域、事業者、団体及び行政が共にめざすまちの姿を示しています。

現状と課題

宍粟市における現状と、今後取り組んでいく必要のある課題を整理しています。

施策の方向性

「現状と課題」を踏まえ、「めざすまちの姿」の実現に向け、今後、優先的に取り組む施策の基本的方向を示しています。

基本計画 第1章 住み続けたい、住んでみたいまち
1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり

基本施策 1 農業の振興

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。

めざすまちの姿

現状と課題

- ◆農業従事者の高齢化や担い手不足により、個々の農家による農業経営、農地の保全が困難となる中、耕作放棄地が増加傾向にあり、集落営農組織や認定農業者など地域農業の担い手の育成や営農体制の整備に早急に取り組む必要があります。
- ◆農地の利用集積や、土地改良施設の改修・改良などの生産基盤整備を進め、生産性や効率性の向上を図る必要があります。
- ◆農業近代化資金等の各種資金援助や農業用機械購入、園芸施設設置への補助などを行っていますが、安定的な農業経営の確立に向け、引き続き地域の中心的な担い手への支援が必要です。
- ◆有害鳥獣の捕獲と防護柵の設置を推進することにより、農林業被害は減少傾向にありますが、狩猟者の高齢化により捕獲を行う従事者の確保が課題となっています。
- ◆道の駅やJA農産物直営施設などにおいて市内産農産物の販売を行っていますが、さらなる販路の拡大、地産地消に向けた取組みが必要です。
- ◆関係機関と連携し、農畜産物の特産化に向けた取組みを行っていますが、特産品の確立には至っておらず、具体化に向けたさらなる取組みが必要です。

●認定農業者数(累計)

年度	認定農業者数(累計)
平成22年(2010)	29
平成23年(2011)	28
平成24年(2012)	29
平成25年(2013)	29
平成26年(2014)	27

資料：農業振興課

●集落営農組織数(累計)

年度	集落営農組織数(累計)
平成22年(2010)	57
平成23年(2011)	57
平成24年(2012)	57
平成25年(2013)	58
平成26年(2014)	60

資料：農業振興課

施策の方向性

- ①認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者の確保により、地域農業の担い手育成に努め、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農業経営改善関係資金による資金援助や農業用機械等の導入に対する補助制度の活用、関係機関と連携した営農指導など、意欲ある農業者を積極的に支援し、将来にわたって持続可能な農業経営の実現に向けて取り組みます。
- ②ほ場整備事業による農地の利用集積を推進するとともに、農業用水路や農業用道路などの農業用施設の改修・改良を行い、農業生産基盤の整備を図ります。また、地域や猟友会との連携により、継続的な有害鳥獣捕獲事業を展開するとともに、防護柵の効果的な設置を推進し、農林業被害を防除します。

※認定農業者制度…農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を含む基本構想を策定し、この目標をめぐって農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

個別施策

「施策の方向性」に基づき、具体的に展開していく個別の施策を示しています。

主な取組み(役割分担)

個別施策を実施していくために、市民等（市民、地域、事業者、団体など）と行政が、それぞれに取り組むべき役割を示しています。

まちづくり指標

施策の着実な推進と、その取組みの成果（達成度）を計る「ものさし」として、数値化が可能な統計データ等を中心に目標値を設定しています。目標値は、前期基本計画の目標年次である平成32年度と、基本構想の目標年次である平成37年度を示しています。
 （現況値は、原則平成26年度を基準としますが、数値の公表時期によっては、平成25年度数値を現況値としている指標もあり、この場合は、数値の横に（H25）と表示しています。）

③生産者と消費者の信頼関係を構築し、新鮮で良質な市内産農畜産物を市民に安心して提供するとともに、地域産業の活性化を図るため、直売所等の運営支援や学校給食への活用など、地産地消を推進します。また、食の新たな魅力づくりなど、特産化、農業の6次産業化への展開も視野に入れた、活力ある農業の振興を図ります。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域での、担い手の確保と育成に努めます。	◆農業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆認定農業者制度の普及啓発を図るとともに、集落営農組織の育成を支援します。 ◆継続した営農指導が行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

② 農業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
◆耕作放棄地の発生を未然に防ぐとともに、農地の有効活用により適正な維持・管理に努めます。 ◆効果的な防護柵の設置及び維持管理に努めます。 ◆地域では、捕獲従事者と連携を密にし、より効率的、効果的な捕獲に努めます。 ◆捕獲従事者は、後継者の発掘育成に努めます。	◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、ため池や農道、水門などの農業用施設の改修を支援し、農業生産の整備、農地の保全を図ります。 ◆防護柵の設置及び維持管理を支援します。 ◆猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保、育成を支援します。

③ 生産の振興と流通の促進

市民等の役割	行政の役割
◆市内で生産された農畜産物の消費に努めます。 ◆農業従事者及び事業者は、農畜産物の流通拡大に努めるとともに、産地ブランド化、農業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。	◆市民の地産地消への理解を深める取組みを進めるとともに、産地からの流通経路の確保及び販路拡大に向けた取組みを推進します。 ◆農林商工観等の連携による、地域特性を活かした農畜産物の特産化、農業の6次産業化に向け、各生産者・加工者・販売者が一体となる、本市の実情にあった仕組みづくりを県との連携により推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
認定農業者数【累計】	人	27	33	38
集落営農組織数【累計】	組織	60	66	71
農業産出額	千円/年	16,828	8,000	8,000
食料自給率(カロリーベース)	%/年	43.0	44.0	45.0

関連する個別計画

・兵庫東鳥獣保護計画 ・兵庫県鳥獣被害防止計画 ・兵庫県農業経営基盤の強化に関する基本的な構想

※6次産業化＝農業を第1次産業としてだけでなく、加工などの第2次産業、サービスや販売などの第3次産業までを含め、第1次から第3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

関連する個別計画

「基本施策」に関連して策定・推進している個別の計画です。
 （巻末に参考資料として概要説明一覧があります。）

前期基本計画の体系

第1章

住み続けたい、住んでみたいまち

1. 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり

- 基本施策 1 農業の振興
- 基本施策 2 林業の振興
- 基本施策 3 商工業の振興
- 基本施策 4 観光の振興

2. 快適に暮らせるまちづくり

- 基本施策 5 生活景観の保全
- 基本施策 6 住環境整備、土地利用の推進
- 基本施策 7 道路網の整備
- 基本施策 8 上下水道の整備
- 基本施策 9 公共交通の充実

3. 環境にやさしいまちづくり

- 基本施策 10 自然環境の保全
- 基本施策 11 資源循環型社会の構築
- 基本施策 12 再生可能エネルギーの活用

4. 安全で安心なまちづくり

- 基本施策 13 防災体制の充実
- 基本施策 14 消防・救急体制の充実
- 基本施策 15 防犯・交通安全の推進

第2章

安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

5. 子どもが健やかに育つ まちづくり

- 基本施策 16 子育て支援の推進
- 基本施策 17 就学前教育の充実
- 基本施策 18 学校教育の充実
- 基本施策 19 青少年健全育成の推進

6. 保健・医療・福祉が連携した 安心のまちづくり

- 基本施策 20 健康づくりの推進
- 基本施策 21 医療体制の充実
- 基本施策 22 高齢者福祉の充実
- 基本施策 23 障がい福祉の充実
- 基本施策 24 地域福祉の充実

7. 心豊かにいきいきと 学べるまちづくり

- 基本施策 25 生涯学習の推進
- 基本施策 26 文化・芸術活動の推進
- 基本施策 27 スポーツ活動の推進
- 基本施策 28 人権教育・啓発の推進
- 基本施策 29 男女共同参画の推進

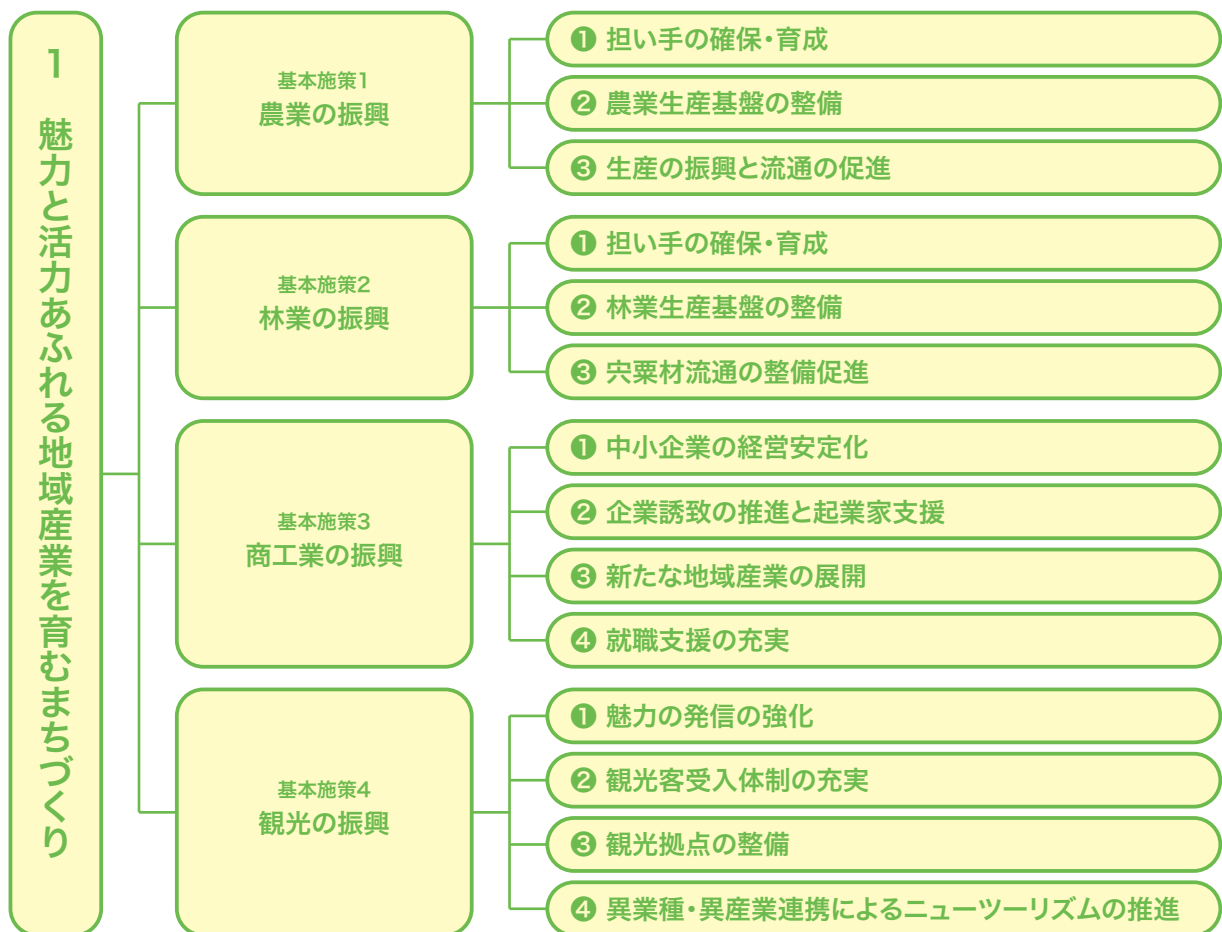
第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

1

魅力と活力あふれる 地域産業を育む まちづくり

取組みの視点

地域産業それぞれの特性を活かしながら、分野間の連携によって、新たな活力を創出します。産業分野間の連携とは、第1次産業の農林業者と第2次・第3次産業の製造業者、商業者、観光業者が互いに連携し、相互の経営資源（強み）を活かして地域ブランド化や新商品、新サービスを開発し、双方の利益向上と地域経済の活性化をめざす取組みです。





はじめに

基本構想

基本計画 第1章

基本計画 第2章

資料編

基本
施策

1 農業の振興

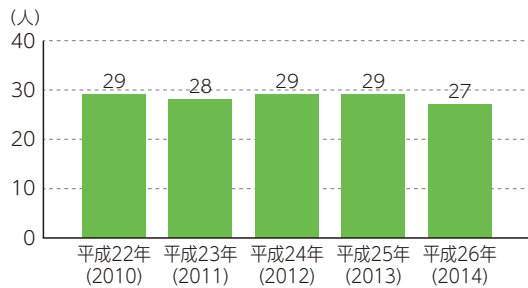
めざす
まちの姿

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。

現状と課題

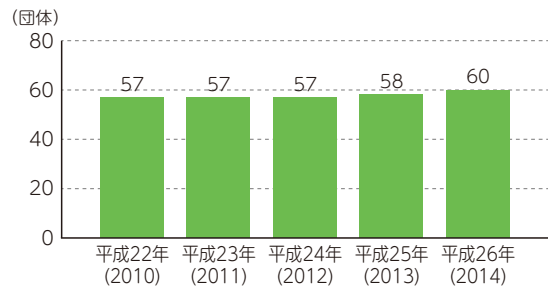
- ◆ 農業従事者の高齢化や担い手不足により、個々の農家による農業経営、農地の保全が困難となる中、耕作放棄地が増加傾向にあり、集落営農組織や認定農業者など地域農業の担い手の育成や営農体制の整備に早急に取り組む必要があります。
- ◆ 農地の利用集積や、土地改良施設の改修・改良などの生産基盤整備を進め、生産性や効率性の向上を図る必要があります。
- ◆ 農業近代化資金等の各種資金援助や農業用機械購入、園芸施設設置への補助などを行っていますが、安定した農業経営の確立に向け、引き続き地域の中心的な担い手への支援が必要です。
- ◆ 有害鳥獣の捕獲と防護柵の設置を推進することにより、農林業被害は減少傾向にありますが、狩猟者の高齢化により捕獲を行う従事者の確保が課題となっています。
- ◆ 道の駅や JA 農産物直営施設などにおいて市内産農作物の販売を行っていますが、さらなる販路の拡大、地産地消に向けた取組みが必要です。
- ◆ 関係機関と連携し、農畜産物の特産化に向けた開発などの取組みを行っていますが、特産品の確立には至っておらず、具体化に向けたさらなる取組みが必要です。

● 認定農業者数(累計)



資料:農業振興課

● 集落営農組織数(累計)



資料:農業振興課

施策の方向性

- ① 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者の確保により、地域農業の担い手育成に努め、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農業経営改善関係資金による資金援助や農業用機械等の導入に対する補助制度の活用、関係機関と連携した営農指導など、意欲ある農業者を積極的に支援し、将来にわたって持続可能な農業経営の実現に向けて取り組みます。
- ② ほ場整備事業による農地の利用集積を推進するとともに、農業用水路や農業用道路などの農業用施設の改修・改良を行い、農業生産基盤の整備を図ります。また、地域や猟友会との連携により、継続的な有害鳥獣捕獲事業を展開するとともに、防護柵の効果的な設置を推進し、農林業被害を防除します。

※認定農業者制度…農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標をめざして農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

③生産者と消費者の信頼関係を構築し、新鮮で良質な市内産農畜産物を市民に安心して提供するとともに、地域産業の活性化を図るため、直売所等の運営支援や学校給食への活用など、地産地消を推進します。また、食の新たな魅力づくりなど、特産化、農業の6次産業化への展開も視野に入れた、活力ある農業の振興を図ります。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域での、担い手の確保と育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆認定農業者制度の普及啓発を図るとともに、集落営農組織の育成を支援します。 ◆継続した営農指導が行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

② 農業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地の発生を未然に防ぐとともに、農地の有効活用により適正な維持・管理に努めます。 ◆効果的な防護柵の設置及び維持管理に努めます。 ◆地域では、捕獲従事者と連携を密にし、より効率的、効果的な捕獲に努めます。 ◆捕獲従事者は、後継者の発掘育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、ため池や農道、水路などの農業用施設の改修を支援し、農業基盤の整備、農地の保全を図ります。 ◆防護柵の設置及び維持管理を支援します。 ◆猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保、育成を支援します。

③ 生産の振興と流通の促進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆市内で生産された農畜産物の消費に努めます。 ◆農業従事者及び事業者は、農畜産物の流通拡大に努めるとともに、産地ブランド化、農業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民の地産地消への理解を深める取組みを進めるとともに、産地からの流通経路の確保及び販路拡大に向けた取組みを推進します。 ◆農林商工観等の連携による、地域特性を活かした農畜産物の特産化、農業の6次産業化に向け、各生産者・加工者・販売者が一体となる、本市の実情にあった仕組みづくりを県との連携により推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
認定農業者数【累計】	人	27	33	38
集落営農組織数【累計】	組織	60	66	71
農林業被害額	千円/年	16,828	8,000	8,000
食料自給率(カロリーベース)	%/年	43.0	44.0	45.0

関連する個別計画

・兵庫県鳥獣保護計画 ・宍粟市鳥獣被害防止計画 ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

※6次産業化…農業を第1次産業としてだけでなく、加工などの第2次産業、サービスや販売などの第3次産業までを含め、第1次から第3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

基本
施策

2 林業の振興

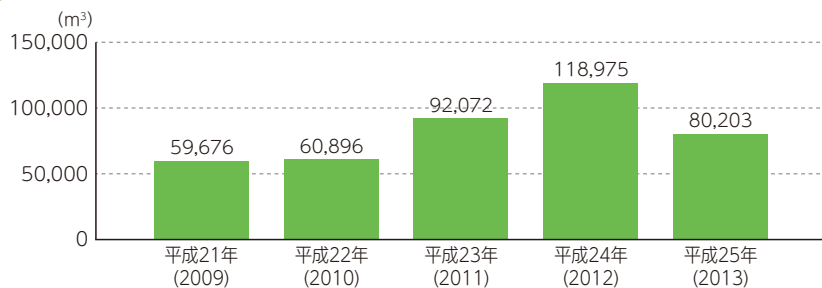
めざす
まちの姿

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された、儲かる林業の実現に向けたまちをめざします。

現状と課題

- ◆木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が厳しいため、森林所有者の森林整備意欲が低下しているだけでなく、林業従事者の減少及び高齢化が進んでおり、担い手不足は重要な課題となっています。
- ◆効率的で安定した森林整備を推進するため、施業の団地化（小規模な森林の集約）を組み入れた森林経営計画の作成に対し助成を行っていますが、低コストの搬出間伐をめざし、さらなる団地化、集約化により施業の効率化を図ることが必要です。
- ◆平成22（2010）年の木材供給センター稼働開始以降、年間の原木取扱量は増加傾向にあり、安定供給体制も確立しつつあります。こうした中、市内の私有林の半数以上が収穫期を迎えており、保育の必要な林分とあわせると、約90%の森林に対し整備・更新が必要となっています。
- ◆木質バイオマス発電の燃料として、林地残材や未利用材の供給が求められており、利活用に向けた新たな取組みが必要となっています。
- ◆穴栗材を使用した新築やリフォーム工事に対する助成のほか、穴栗材を活用した製品の展示会等に対する支援などを行っていますが、さらなる販路拡大に向けた取組みなど、穴栗材の利用促進に有効な支援が必要です。

●素材生産量



資料：兵庫県林業統計書

※素材生産量…森林から産出される木材の量。

施策の方向性

- ①将来にわたって継続的な森林整備に取り組むため、林業従事者の確保と担い手の育成、支援に努め、森林所有者の森林整備に対する意欲の向上を図ります。
- ②「穴栗市森林整備計画」に基づき、林業生産基盤の整備、充実に努めます。また、持続可能な林業経営の実現と森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者・林業事業者・木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営の展開に向け取り組みます。

③穴栗材を使用した住宅建築の促進をはじめ、穴栗材製品の流通拡大に向けた取組みを支援するなど、穴栗材のさらなる普及促進に取り組めます。また、農業施策と同様に、林業においても6次産業化に向けた展開を視野に、事業者や関係機関などとの連携により儲かる林業の実現に向けた取組みを進めます。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆林業従事者は、担い手の確保と育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆林業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆林業大学の誘致に積極的に取り組めます。

② 林業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆森林施業の団地化・集約化への理解を深め、森林経営計画を作成し、計画的な管理に努めます。 ◆木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組みに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆森林経営計画の作成を推進し、森林施業の団地化・集約化を推進します。 ◆木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組みを推進します。

③ 穴栗材流通の整備促進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅建築にあたっては、穴栗材の活用に努めます。 ◆事業者及び林業従事者は、穴栗材の流通拡大に努めるとともに、林業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。 ◆木造建築における新工法、新技術の活用に向けた取組みに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆穴栗材の流通拡大に向けての取組みを推進します。 ◆木材業協同組合等と連携し、林業の6次産業化に向けた取組みを展開するための仕組みづくりを構築します。 ◆木造建築における新工法、新技術の活用も含め、穴栗材の利用拡大を支援します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
林業担い手人数【累計】	人	163 (H25)	183	199
素材生産量	m ³ /年	80,203 (H25)	104,000	124,000

関連する個別計画

・林業再生プロジェクト基本構想 ・穴栗市森林整備計画

基本
施策

3 商工業の振興

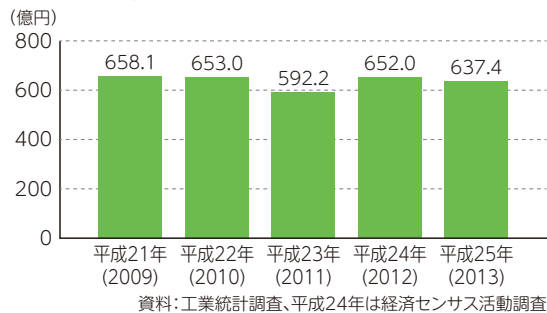
めざす
まちの姿

商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が活発に行われるとともに、働く場が確保され、就業しやすい環境が整備されたまちをめざします。

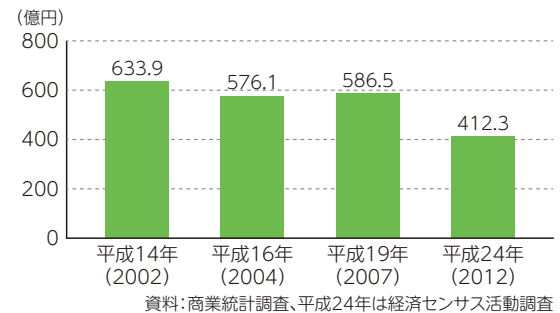
現状と課題

- ◆本市の商業は、平成24(2012)年において、年間商品販売額が41,232百万円、事業所数が432事業所となっており、年間商品販売額、事業所数ともに減少傾向にあります。近年は、消費需要の低迷や商店数の減少、インターネット購入などの普及により地元での購買が低下し、一段と厳しさを増しています。
- ◆本市の工業は、従業者数4人以上の事業所で見ると、平成25(2013)年において、製造品出荷額等が63,747百万円、事業所数が361事業所となっており、製造品出荷額等、事業所数ともに減少傾向にあります。本市では、小規模事業所が多くを占めており、安価な海外製品の流入に伴う生産の伸び悩み、先行き不透明な経済情勢の中で厳しい経営状況が続いています。
- ◆幹線沿いに大型小売店舗が進出してきている一方、商店街や小規模小売店舗の空き店舗が増加しており、まちづくりの観点からも地元商業の活性化を進めていく必要があります。
- ◆地場産業をはじめとする市内企業において、後継者などの人材の確保が必要となっています。
- ◆地産地消など農畜産業の新たな展開や、自然エネルギーの分野では、木質バイオマス燃料としての未利用林材の活用や小水力発電の導入など、地域資源を活かした新たな産業がスタートしており、商工業の枠組みを越え、農林商工観等の連携による取組みが求められます。
- ◆人口の流出を防ぎ、若者世代の定住を図るため、雇用の場の確保に向け、企業誘致や新たな起業を促進するための取組みが必要です。
- ◆若者の多くが市外へ職を求めており、新卒者やUIJターンの希望者が、市内企業の求人情報をスムーズに得られ、定着が図られるよう、就職活動を支援することが必要です。

●製造品出荷額等



●商品販売額



施策の方向性

- ①商工会を支援する中で、中小企業に対する経営指導の強化や資金融資制度の活用により、経営基盤の強化を図るとともに、商工会と連携し商店街の活性化を促進します。
- ②税収の確保と雇用機会を創出するため、産業立地促進制度の情報発信と企業情報収集の充実を図るとともに、姫路市を中枢とする播磨圏域連携中枢都市圏における他市町と連携した企業誘致を推進します。
- ③地域資源を活かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組みを促進し、地域産業の振興を図ります。
- ④新卒者やU/IJターンの求職者に対し、積極的に求人情報を提供するとともに、商工会やハローワークなどとの連携により就業支援を行います。また、フリーターやニート、若年失業者に対して若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し就労支援を行います。

個別施策と主な取組み

① 中小企業の経営安定化

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆市民は、消費者として市内で生産、製造加工された製品を購入するように努めます。 ◆商工会は、事業者の経営向上・改善のための支援に積極的に取り組みます。 ◆地元商店街は、商工会と連携し商店街の魅力を高め、商業の活性化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆資金融資制度の活用を促進し、中小企業の経営安定化、強化に向け支援します。 ◆既存企業の市外流出防止を図ります。 ◆商工会と連携し、個店への経営支援や商店街が実施する商業活動の支援を行い、商店街の活性化を促進します。

② 企業誘致の推進と起業家支援

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者は、環境に配慮し企業進出を進めます。 ◆空き店舗等を活用し、市内での起業に取り組みます。 ◆市民は、空き店舗などの活用に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業誘致や起業により、若者が安定して働くことができるよう雇用の創出を図ります。 ◆企業誘致としての適地を整理し、積極的な情報発信や相談会の開催を行い、企業誘致を推進します。 ◆企業立地の促進については、播磨圏域連携中枢都市圏における他市町との連携も含め企業誘致活動に取り組みます。 ◆商工会と連携した経営相談や情報提供、支援制度の充実を図り、起業しやすい環境づくりを進めます。 ◆地域コミュニティ活動やボランティア、NPO活動など、多様な形態の起業を支援します。

③ 新たな地域産業の展開

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者は、社会の動向や消費者のニーズを的確に把握し、取引や販路の拡大に努めます。 ◆事業者は、農林業や観光業との連携、産地ブランド化や6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆商工会、観光協会、行政が連携・協力して新たな産業振興の取組みを進めるために、定期的な協議の場を設定します。 ◆異業種が交流・情報交換する場を定期的に開催し、販路拡大や新商品の開発などに取り組みます。 ◆地域資源を活かした農林商工観等の連携や産官学金連携、産地ブランド化、6次産業化に向けた取組みを展開するための仕組みづくりを構築します。

④ 就職支援の充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者は、雇用拡大と働きやすい労働環境の整備に努めます。 ◆市民は、仕事と家庭・地域生活との調和のとれた働き方を心掛けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆商工会やハローワークなどと連携し、就業支援を行います。 ◆商工会、市内企業と連携し、市内の就職情報を的確に提供できる環境の整備を行います。 ◆フリーターやニート、若者失業者等に対し、NPOなどとの連携により就労サポートを行います。 ◆市内に居住しながら広域的に就労できるよう支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
製造品出荷額等（4人以上の事業所）	億円／年	637.4（H25）	現状値を維持	現状値を維持
商品販売額	億円／年	412.3（H24）	現状値を維持	現状値を維持
従業者数（工業統計）	人／年	4,605（H25）	現状値を維持	現状値を維持
従業者数（商業統計）	人／年	2,389（H24）	現状値を維持	現状値を維持

■関連する個別計画

・企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画



基本
施策

4 観光の振興

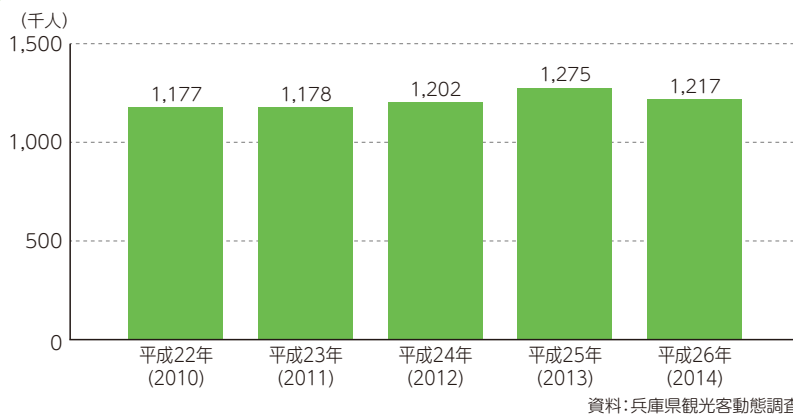
めざす
まちの姿

最大の観光資源である豊かな森林資源と宍粟市特有の文化資源を活かしたまちの魅力づくりによって、交流人口が拡大し、観光産業のみならず地域経済全体で雇用創出が図られるなど、観光が森林、文化、産業と融合し、地域が活性化した賑わいのあるまちをめざします。

現状と課題

- ◆平成23(2011)年度に制定した「ふるさと宍粟観光条例」において、本市の観光に関する理念や市民、事業者、行政の役割を示し、また、平成24(2012)年度に策定した「ふるさと宍粟の観光基本計画」では、まちづくりを進めるための目標や基本方針などを明確にし、観光振興に向けた施策を推進しています。
- ◆観光入込客数は、平成14(2002)年度の145万人をピークに平成21(2009)年度の108万人まで減少していましたが、平成26(2014)年度は約122万人となり現在は増加傾向にあります。ただし、観光の形態は、観光スポットを見学する通過型であり、経済効果も大きなものではないことから、市内を循環しながら観光客が楽しみ、繰り返し訪れてもらえる滞在型・体験型の観光が求められます。
- ◆観光は様々な業種に関連する総合産業であり、その振興は観光事業者における経済効果にとどまらず、地域の賑わいや活力の創出などまちづくりへの波及効果を伴います。そのため、過疎化、少子高齢化の進む本市において新たな観光の振興が必要です。
- ◆今後は、観光客の性別・年齢・目的などターゲットに応じた情報発信を行い、自然や歴史文化に代表される宍粟市の豊かな地域資源に着目し、集客の方向付けと魅力づくりに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要です。

●観光入込客数



施策の方向性

- ①観光協会や関係機関と連携し、誘客キャンペーンやイベントを積極的に実施、支援するとともに、アンテナショップやインターネット環境など、あらゆる媒体を利用して宍粟観光の魅力や特性についての情報発信に努めます。また、姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏、鳥取・岡山をはじめとする県際域、国道29号沿線市町等の連携による広域観光を進め、国内外からの観光客誘致を図ります。
- ②観光事業を担う人材の確保と育成活動を促進するとともに、観光関係機関の交流やネットワーク化により、観光施策における様々な課題を共有するなど推進体制の強化を図り、集客向上に向けた取組みに努めます。また、地域の歴史や文化を再認識し、まち全体で観光客を温かく迎える雰囲気醸成します。
- ③観光拠点となる「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備を進めるとともに、既存観光施設の機能強化とネットワーク化を図り、市内に点在する観光スポットを結び、魅力的な観光ルートの開発に努めます。また、高齢者、障がいのある人、外国人観光客をはじめ、誰もが訪れやすい観光地となるよう環境整備を進めます。
- ④豊かな森林資源を活かすため、市民だけでなく産業間の連携を深め、森林セラピーをはじめとしたヘルスツーリズムなど、ニューツーリズムを推進します。また、美しい農村景観や自然を活かし、地域特産物の加工体験や地域の散策、自然観察、農家との交流など、農林業や自然をテーマにした体験型観光を推進します。

個別施策と主な取組み

① 魅力の発信の強化

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆友人や知人をはじめ、SNSなども活用した積極的な宍粟の情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の観光資源を効果的に結びつけ、総合的、戦略的な観光プロモーションを展開します。 ◆県や近隣市町、関係機関と連携し、広域的な観光事業を推進します。

② 観光客受入体制の充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆宍粟の歴史や文化、自然の価値を再認識し、まち全体で観光客を温かく迎え、宍粟の魅力を伝え観光客をもてなす雰囲気醸成します。 ◆しそ観光プラットフォームに参画し、観光の担い手として観光の魅力づくりを進めます。 ◆観光資源の保存や観光地の美化、景観の保全などに進んで取り組みます。 ◆事業者は、観光特産品の開発など、観光の魅力づくりに努めます。 ◆観光ボランティア活動に進んで参加します。 ◆観光客との交流や観光イベントの運営・支援に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光協会をはじめとした関係機関と連携し、観光の振興に関する取組みが進められるよう総合調整や支援を行います。 ◆観光ガイドや参加・体験メニューの指導者・協力者など観光を担う人材の育成・支援を図ります。 ◆観光関連事業者・団体と農林業、飲食業、商工業など異業種連携体制づくりを進めます。

③ 観光拠点の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆施設のバリアフリー化やわかりやすい案内表示に努めます。 ◆「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備に向けた取組みに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備に取り組むとともに、市内に点在する観光施設とのネットワーク化を図ります。 ◆観光施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、観光地のトイレ環境の整備、案内標識をはじめとする多言語化の推進など、観光客の利便性を高める環境整備を進めます。 ◆パーク＆ライドなど、公共交通機関の利用を促進するための環境整備を進めます。

④ 異業種・異産業連携によるニューツーリズムの推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性を活かしつつ観光客のニーズに沿ったニューツーリズムに取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組みを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
観光入込客数【延べ】	千人/年	1,217	1,400	1,600
道の駅利用者数【延べ】	千人/年	434	490	560

■関連する個別計画

・ ふるさと宍粟の観光基本計画

※森林セラピー… 森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取組み。

※ SNS… social networking service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。インターネット上で、知人や共通の趣味などを持つ他の会員たちとメッセージのやり取りができるなど、幅広いコミュニケーションを取り合うことができる。

※しそ観光プラットフォーム… ふるさと宍粟観光条例で定義されている、市民・事業者・行政など多様な主体が理念や目標を共有し、利害を調整しながら、円滑に協力体制を築くための基盤のこと。

※パーク＆ライド… 自動車交通混雑の緩和を図るため、都心部へ乗り入れる鉄道の郊外駅、バスターミナル等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステムのこと。

※ユニバーサルデザイン… 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。



はじめに

基本構想

基本計画第1章

基本計画第2章

資料編

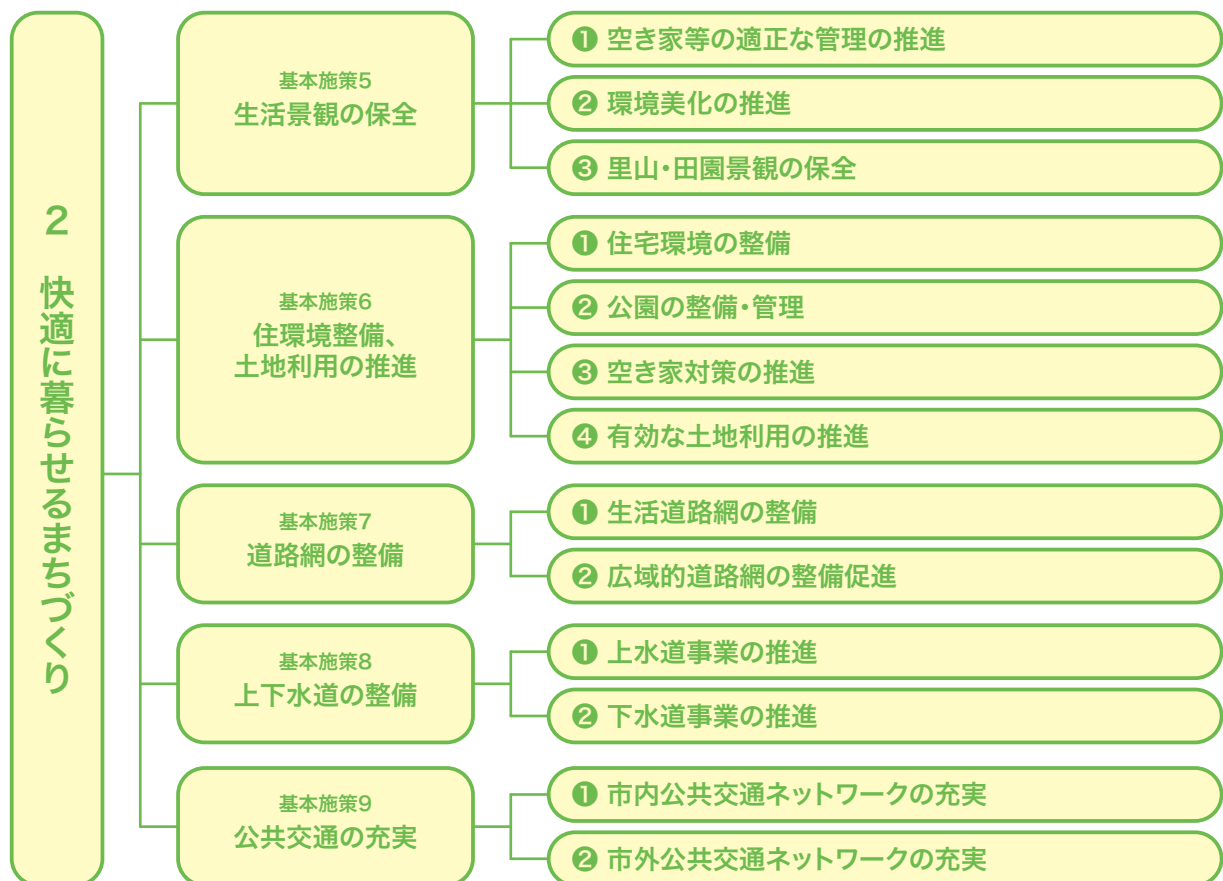
2

快適に暮らせる
まちづくり

取組みの視点

新たな公共交通システムとして、市内において利便性の高い路線バス網の充実を図るとともに、播磨圏域、近隣市町などとの広域的な連携と発展を見据える中で、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組みを進めていきます。

また、人口減少に伴って増加する空き家を地域資源として捉え、有効活用を図り、良好な生活環境の保全や定住促進を図っていきます。





はじめに

基本構想

基本計画第1章

基本計画第2章

資料編

基本
施策

5 生活景観の保全

めざす
まちの姿

市民、地域、行政が連携し、居住地周辺や道路、公園などの日常生活における景観が美しく保全されたまちをめざします。

現状と課題

- ◆人口減少、過疎化により空き家・空き地の件数は増加しています。今後は、さらに空き家・空き地の管理不全が進むことが懸念されるため、生活環境や防災・防犯上からも空き家・空き地などの適正な管理が求められています。
- ◆美しいまちを次世代へ引き継ぐため、様々な環境美化活動に取り組んでいますが、いまだに散見される無秩序な広告物、不法投棄などに対し、パトロール、啓発のより一層の強化を図るとともに、空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て、犬等のペットの糞の放置については、市民等のモラル・マナーの向上を図るなどこれまで以上の取組みを進める必要があります。
- ◆里山や棚田を含めた農地は、過疎化、高齢化などによる労働力不足により、適正な管理がなされず多面的な機能を失いつつあることから、適正管理、保全活動などの対策が急務となっています。一方で、美しい田園や里山の維持・保全に向けて主体的に取り組む組織・地域が生まれており、持続発展的な活動を促進していく必要があります。

施策の方向性

- ①良好な生活環境の保全及び市民、地域の安全のため、「宍粟市空き家等の対策に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、事業者、自治会、地域及び行政が連携、協力し、空き家等が管理不全状態にならないよう適正な管理を推進します。
- ②まちの美観を維持・保全するうえでは、屋外広告物の適正な規制・指導、不法投棄に対する土地所有者、地域及び行政の連携した監視とともに、事案が発生した場合の県や警察等の関係機関との連携による対応、さらには、「宍粟市環境基本条例」及び「宍粟市空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき適正な取組みを実施することにより、環境美化を推進します。
- ③里山や田園の維持・保全については、生活景観における視点だけでなく農林業の振興施策とあわせ、農地や山林の所有者、地域、関係機関等との連携により、地域の実情にあった取組みを促進します。

個別施策と主な取組み

① 空き家等の適正な管理の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆建物や土地は所有者の責任において適切に管理します。 ◆地域は、危険な空き家の情報について市への情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆空き家等の所有者、事業者、自治会、地域と連携する中で、適切な指導・助言を行うとともに、除却に対する財政支援を行うなど、適正な措置に努めます。

② 環境美化の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の環境美化活動に参加します。 ◆空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て防止に努めます。 ◆ペットの飼い主は、その責任を自覚し、モラルとマナーを守ります。 ◆不法投棄の現場を発見した際は、速やかに行政、警察等の関係機関に報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋外広告物については、正しい規制知識の普及啓発を図るとともに、適正な規制・指導を実施します。 ◆環境美化行動の日を設定することにより、環境美化に対する市民の意欲を高め、環境美化活動を実施する団体などに支援を行います。 ◆空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの啓発を図ります。 ◆不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所には監視カメラや不法投棄禁止看板を設置します。また、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。

③ 里山・田園景観の保全

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆生活環境に身近な里山の保全に努めます。 ◆耕作放棄地発生の未然防止、自己保全農地の有効活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、農地や山林の所有者、地域、関係機関などとの連携のもと、里山・田園景観の保全については、各種事業による住民参画型の保全整備を促進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値(H26)	目標値(H32)	目標値(H37)
クリーン作戦等の参加世帯割合	% / 年	69.9	76.0	81.0
耕作放棄田率	% / 年	13.6	現状値より減少	現状値より減少

関連する個別計画

・ 宍粟市環境基本計画 ・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画

基本
施策

6 住環境整備、土地利用の推進

めざす
まちの姿

安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいと感じ、定住意向が高まるまちをめざします。

現状と課題

- ◆「市営住宅整備計画」に基づき、計画的に老朽住宅の建替えなどを進めています。今後も整備計画を随時見直しながら、修繕、建替えに取り組んでいく必要があります。
- ◆市民の生命・財産を守ることを目的に、耐震診断事業、耐震改修事業に取り組んでいますが、実施数は伸び悩んでおり、継続した取組みが求められます。
- ◆人々の憩い、ふれあいの場として市内各地に公園を整備し、維持管理と設備などの更新、修繕に努めています。公園は多様な機能を有しており、市民が安全・安心に利用でき、また、災害時の避難場所としての機能が発揮できるよう、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆過疎化、高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後も増加することが予想されます。一方、近年は田舎暮らしを希望する都市部の人々から空き家バンクへの利用者登録件数が、平成 25 (2013) 年度 11 件、平成 26 (2014) 年度 59 件と増加しており、空き家を有効活用し、UIJ ターン者などを受け入れるための住居として紹介し、定住促進を図っていくことが求められます。
- ◆土地区画整理事業は、山崎町中井・段地区から取り組むこととしていましたが、社会情勢などの変化により事業化は困難な状況であり、県からの長期未着手土地区画整理事業の見直しの基本的な考え方により、見直しを行ったうえで一旦廃止し、必要な都市施設については計画的に整備を進める必要があります。
- ◆土地の境界や面積などを明確にするため、地籍調査事業を計画的に進めていますが、山林部では土地の管理者などの高齢化により現地での境界立会いが困難なケースもあり、未実施地域について早期に取り組んでいく必要があります。

※空き家バンク制度… 空き家を提供したい人(提供希望者)と、空き家を利用したい人(利用希望者)を結びつけるための仕組み。

施策の方向性

- ①「市営住宅整備計画」の定期的な見直しを行うことにより、住宅の需要や地域の実情を把握し、建替えや修繕による長寿命化を図ります。また、防災関係事業とも連携を図りながら、今後も耐震診断や耐震改修などの実施について啓発を行い、住宅の耐震化を推進します。
- ②公園施設は、都市公園や自然公園など地域の特性を活かしながら計画的な整備・管理を行うとともに、地域住民やボランティアなどによる自主的な日常の維持管理を促進します。また、公園の活用、管理方法の意見を募り、反映していく仕組みを構築していきます。
- ③空き家等の対策については、生活景観対策の観点とあわせ適正な措置を行うとともに、「空き家バンク制度」を活用し、住まい探しや移住・利用希望者の受け入れツールとして利活用するなど、定住促進施策や商工業・観光施策とあわせた取組みをまちの魅力とあわせて情報発信します。

- ④土地区画整理事業は一旦廃止し、地域の合意を得ながら必要な都市施設の整備を進めていきます。地籍調査事業については、実施計画を必要に応じて見直す中で未実施地域について早期に取り組みます。

個別施策と主な取組み

① 住宅環境の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆市営住宅に入居する際は、住宅の適正な使用に努めます。 ◆地震に備え、旧耐震基準で建築された建物は、耐震診断、耐震改修などの実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市営住宅の需要の把握と、地域の実情に応じた計画的な住宅環境の整備に取り組みます。 ◆地震災害による家屋倒壊の危険性の周知に努め、住宅の耐震化を推進します。

② 公園の整備・管理

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域に密着した親しみのある公園として大切に利用し、美化、維持管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公園施設、設備などを計画的に整備するとともに、地域住民やボランティアなどと連携した維持管理を促進します。

③ 空き家対策の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆建物や土地は所有者の責任において適切に管理します。 ◆危険な空き家の情報については市へ情報提供を行うなど、地域における適正な管理に努めます。 ◆空き家の実態把握や利活用に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆空き家情報を的確に把握し、「空き家バンク制度」の取組みについて、利活用の方向性などを示す中で積極かつ効果的な情報発信を行います。 ◆移住のサポートや移住後のフォローなど、移住希望者等の相談体制の構築に取り組みます。 ◆住まいと仕事、住まいと土地、地域との交流など、地域や事業者等と連携し魅力的な定住促進施策を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。 ◆二地域居住希望者を受け入れる仕組みづくりを、市民、事業者、団体等と連携し取り組みます。

④ 有効な土地利用の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画制度や土地利用の規制などについて理解を深めるとともに、地籍調査における現地調査の立会いに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合的・計画的な土地利用の推進を図るとともに、地籍調査の早期完了をめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
住宅整備計画に基づく市営住宅建替え実施率	%	0	55.0	100.0
地籍調査進捗率	%	62.7	69.8	75.7

関連する個別計画

- ・ 宍粟市市営住宅整備計画 ・ 宍粟市住宅長寿命化計画

基本
施策

7 道路網の整備

めざす
まちの姿

市民が安全で快適に移動でき、地域の産業や交流の活性化につながる広域的な道路網と生活道路が一体的に整備されたまちをめざします。

現状と課題

- ◆本市の道路網は、南北に国道 29 号、県道若狭下三河線、県道養父穴栗線が縦断し、東西に国道 429 号、県道穴栗下徳久線が横断し、幹線の骨格を形成しています。
- ◆平成 26（2014）年度末現在、市道は 1,433 路線、延長約 610km、幅員 4m 以上の改良率は 59.6%、舗装率は 86.1%となっています。また、都市計画道路は、10 路線 12,670m、改良済 2,390m、改良率は 18.9%となっています。
- ◆高速道路は、中国自動車道が市南部を横断しています。また、中国横断自動車道姫路鳥取線は、現在未整備となっている播磨新宮インターチェンジから山崎ジャンクション（仮称）間の工事が、平成 32（2020）年度完了に向け着手されており、広域・近隣都市との一層のアクセス向上が期待されています。
- ◆生活を支える重要な社会基盤である道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）の老朽化が進んでおり、計画的に整備を進める必要があります。
- ◆平成 26（2014）年度に橋梁の長寿命化計画を策定しており、計画に基づく効率的・効果的な修繕を進める必要があります。
- ◆市内中心部の都市計画道路の整備が大幅に遅れており、インターチェンジ周辺の渋滞が問題となっています。



施策の方向性

- ①道路改良は、限りある財源の中で真に必要な道路整備を効果的に実施する必要があり、地域の理解と協力のもと、事業着手の優先順位も慎重に検討しながら整備に取り組むとともに、既設の道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）については、「橋梁長寿命化修繕計画」などに基づき、長寿命化を基本としつつ計画的に整備を進めます。また、整備が大幅に遅れている市内中心部の都市計画道路は、長期未着手であった区画整理事業を見直すことにより、道路事業として整備を推進します。
- ②中国横断自動車道姫路鳥取線をはじめとする広域的な幹線道路は、整備による流通の活性化、交流人口の増加を図るため、近隣市町と連携し道路改良促進協議会を立ち上げ、国県に対し積極的に整備推進を働きかけます。

個別施策と主な取組み

① 生活道路網の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆道路事業に対する理解を深めるとともに、道路整備に関係する地権者等は、境界立会などに積極的に協力します。 ◆清掃や除草など、道路（歩道）の日常管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国や県と連携し、計画的な道路整備を推進します。 ◆道路等施設の長寿命化を推進します。

② 広域的道路網の整備促進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆道路事業に対する理解を深めるとともに、道路整備に関係する地権者等は、境界立会などに積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国や県と連携し、計画的な道路整備を推進します。 ◆近隣市町と連携し、国県道の整備推進を働きかけます。 ◆中国横断自動車道姫路鳥取線の早期整備に向け、道路改良促進協議会を通じ積極的に要望します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
道路改良率	%	59.6	60.2	60.7

関連する個別計画

- ・兵庫県（西播磨地域）社会基盤整備プログラム ・ 宍粟市橋梁長寿命化修繕計画

基本
施策

8 上下水道の整備

めざす
まちの姿

安全で良質な飲料水が安定供給され、かつ、下水道の整備により公共用水域の水質が保全され、衛生的で快適な暮らしが営まれるまちをめざします。

現状と課題

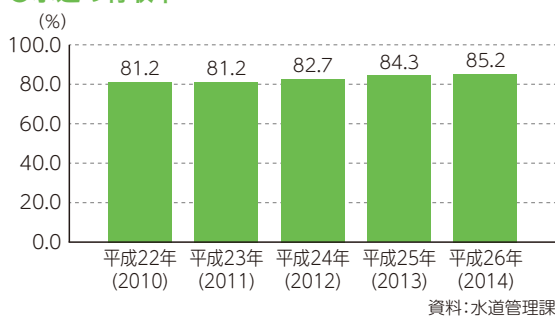
<上水道事業>

- ◆過疎化や少子高齢化による給水人口の減少により、水道使用量は減少傾向であり、上水道普及率は平成26(2014)年度末で98.8%となっています。
- ◆機器の更新による給水能力の向上、水道施設の更新及び耐震化に取り組んでいますが、老朽化が進んでいる施設が多く、長寿命化を基本とした計画的な施設整備を進める必要があります。
- ◆平成26(2014)年度から上水道と簡易水道を経営統合し、公営企業会計による財政運営を行っています。今後はさらなる健全な財政運営に向け、経営の合理化・効率化を推進する必要があります。

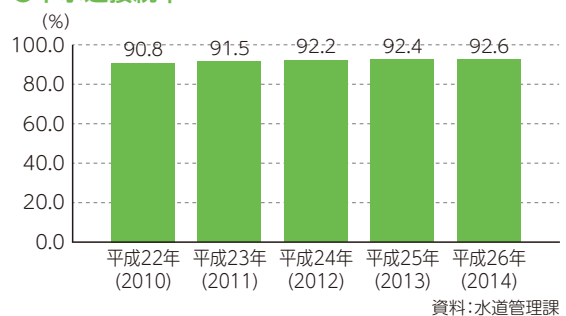
<下水道事業>

- ◆上水道と同様、過疎化や少子高齢化により生活排水人口が減少し、下水道の接続率は平成26(2014)年度末で92.6%となっています。
- ◆長寿命化計画を策定し、施設や管路の更新を行っていますが、老朽化が進んでいる施設が多く、施設の統廃合も視野に入れた計画的な整備を進める必要があります。
- ◆下水道事業の安定した運営に向けて適宜使用料の見直しなどを行っていますが、広大な面積かつ起伏の激しい本市の地形的な要因などにより、処理施設やポンプ施設が多いことから、維持・管理経費が高額であり、健全な財政運営に向けた取組みが求められます。

●水道の有収率



●下水道接続率



※有収率…年間の総配水量のうち、料金徴収の対象となった水量(有収水量)の割合。

施策の方向性

- ①上水道事業については、「宍粟市水道基本計画」に基づき、市民のライフラインの確保のため、耐震化など災害時の対応も視野に入れながら、老朽化する施設や管路等の整備・更新を、長寿命化を基本としつつ計画的に取り組みます。また、健全な財政運営に向け、使用料の適正化、徴収率の向上、包括的外部委託に取り組み、経営の合理化・効率化を推進するとともに、水道水の安全性や安定性について積極的に啓発を行い、有収率の向上に努めます。
- ②下水道事業については、「下水道長寿命化計画」に基づく施設や管路の更新を行うとともに、施設の統廃合に向けた取組みを進めます。また、健全な財政運営に向け、使用料の適正化、徴収率の向上、外部委託の検討、地方公営企業法の適用を進め、経営の合理化・効率化を推進するとともに、下水道の必要性や重要性について積極的に啓発を行い、接続率の向上に努めます。また、雨水への対策として、山崎地内において雨水幹線排水路の整備に取り組みます。

個別施策と主な取組み

① 上水道事業の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆水道の適正な使用と、水源及び水道施設、その周辺環境の清潔保持に努めます。 ◆水道水の安全性や安定性について理解し、上水道への早期の接続に努めます。 ◆使用料は納期限までに適切に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全で安定した水道供給を継続して行います。 ◆安全で安定した施設の維持管理を行い、健全な事業経営に努めます。 ◆上水道未接続世帯への普及啓発に努めます。

② 下水道事業の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道は市民共有の財産であるという認識を持ち、下水道の適正な使用に努めます。 ◆下水道の必要性や重要性について理解し、下水道への早期の接続に努めます。 ◆使用料は納期限までに適切に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆下水道処理施設の適正な管理を行い、河川など公有水面の保全に努めます。 ◆施設の統合及び長寿命化対策に取り組むとともに、健全な事業経営に努めます。 ◆下水道未接続世帯への普及啓発に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
水道の有収率	% / 年	85.2	85.8	86.3
経常収支比率（上水道）	% / 年	87.4	100 以上	100 以上
下水道接続率	% / 年	92.6	93.8	95.0
料金回収率（下水道） （下水道の経常維持管理費に対する使用料の回収率）	% / 年	51.5	54.5	57.0

関連する個別計画

・宍粟市水道基本計画（地域水道ビジョン） ・下水道長寿命化計画 ・農業集落排水最適整備構想

基本
施策

9 公共交通の充実

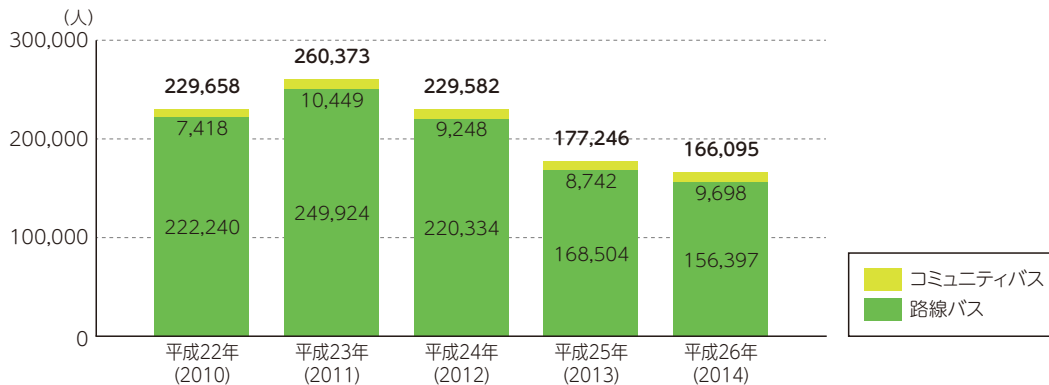
めざす
まちの姿

路線バスの運行確保や新規路線の整備・充実により、交通空白地域が解消されるとともに、市民の日常の移動手段として利用され、誰もが安心して円滑に移動ができるまちをめざします。

現状と課題

- ◆鉄道路線のない本市の公共交通は、民間による路線バスと市のコミュニティバスが通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っています。
- ◆路線バスについては、既存路線の一部休止や運行本数の見直しなど、利便性の低下が指摘されています。また、交通空白地域が多く、高齢者、障がいのある人、子どもなど、交通弱者にとって外出機会を減らす一因になっています。
- ◆コミュニティバスについては、民間の交通事業者による路線バスとの連携と役割分担を図りながら、利用者のニーズに合ったきめ細やかな運行形態となるよう、充実を図っていく必要があります。
- ◆現在の公共交通は対距離制運賃であるため利用者の負担が大きくなっています。
- ◆広大な面積を持つうえで、複雑かつ多様な課題を抱える本市の公共交通は、効率性と利便性の向上を合わせた公共交通システムの構築が求められていたことから、平成27（2015）年4月に策定した「宍粟市公共交通再編計画」に基づき、平成27（2015）年11月から新たな公共交通を運用しています。

●路線バス・コミュニティバスの利用者数



施策の方向性

- ①市民や交通事業者との連携により実証運行を行う中で、利用状況に合った運行形態を検証し、「宍粟市公共交通再編計画」における「みんなで守り育てる公共交通」の基本方針に基づき、市民の生活に溶け込んだ持続可能な公共交通の運用に取り組みます。
- ②都市部との連携を強化するため、高速バスの便数や広域バス路線網の充実により、通勤や通学、観光に訪れた方の利便性の向上を図り交流人口の拡大に努めます。

個別施策と主な取組み

① 市内公共交通ネットワークの充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通を積極的に利用します。 ◆公共交通の改善に向けて、行政・交通事業者とともに研究、検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通の利用促進に向けて周知、啓発を行います。 ◆公共交通関係機関との連携を強化するとともに、交通事業者と連携する中で、路線等の充実・維持など、市民のニーズに合った公共交通の整備に努めます。

② 市外公共交通ネットワークの充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通を積極的に利用します。 ◆公共交通の改善に向けて、行政・交通事業者とともに研究、検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通の利用促進に向けて周知、啓発を行います。 ◆公共交通関係機関との連携を強化するとともに、交通事業者と連携する中で、路線等の充実・維持など、利用者のニーズに合った公共交通の整備に努めることで、市外からの観光客の利便性の向上を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
路線バス利用者数（H28以降）【延べ】 (現状値はコミュニティバスを含む)	人/年	166,095	200,000	200,000

※ H28年度以降は、新交通システムの運行により算出。

関連する個別計画

- ・ 宍粟市公共交通再編計画



3

環境にやさしい
まちづくり

取組みの視点

優れた自然環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくとともに、ごみの減量やリサイクルなどに関する意識を高め、可能な限りごみを減らし、リサイクルできるものはリサイクルする資源循環型社会の構築をめざします。また、太陽光、小水力、バイオマスなどといった再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていきます。





はじめに

基本構想

基本計画 第1章

基本計画 第2章

資料編

基本
施策

10 自然環境の保全

めざす
まちの姿

水や緑あふれる豊かな自然を市民との協働により保全し、次の世代に継承していくまちをめざします。

現状と課題

- ◆森林の持つ公益的機能の低下や近年の集中豪雨、台風などによる山地災害のリスクが危惧される中、針広混交林化への取組みを進めています。
- ◆森林は公益的機能を有する社会的資産として、行政、森林所有者、しそ森林組合、林業事業者などをはじめ、市全体で次世代に継承する取組みを展開していく必要があります。また、地域の自主的な活動を支援する中で、森林整備活動を進めていく必要があります。
- ◆揖保川と千種川は清流として有名であり、特に上流部は渓谷美、紅葉の名所として優れた景観を形成しています。本市では、毎年、揖保川、千種川の水質調査を実施しており、基準値を満たす水質状況であることを確認していますが、清流を将来にわたり保全していくためには、市民一人ひとりが河川を大切にすることを意識を持つことが求められています。
- ◆災害を未然に防止し、市民の生活・財産を守るため、自然環境や景観との調和を図りながら堤防・護岸などの維持・修繕を行っていく必要があります。
- ◆自然環境を保全するためには、市民一人ひとりが自らの問題として認識し、自分にできることを実践することが求められています。このため、生涯を通じて環境について学び、理解を深めていく環境教育を充実させる必要があります。特に、学校など関係機関との連携により、学校教育における環境教育を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ①手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に風水害などの防災機能の高い広葉樹を植栽する混交林整備事業を継続して推進することにより、森林環境を保全します。
- ②市民や地域との協働による河川的环境美化活動を促進し、市民の清流保全意識の向上を図ります。また、引き続き揖保川・千種川の水質調査を実施し、適切な水質が確保されているか確認するとともに、水辺空間に配慮した河川の整備を行います。
- ③子どもたちが地域の自然の大切さについて学ぶため、学校における環境教育を推進するとともに、市民の環境教育に関するニーズを的確に捉えることにより、さらなる充実を図り、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を促進します。

個別施策と主な取組み

① 森林環境の保全

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆森林の多面的・公益的機能を理解し、放置され水土保全機能の低下した森林の整備に努めます。 ◆地域の自主的な森林整備活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆針広混交林への転換を促進し、高齢化した人工林を伐採し、広葉樹を植栽することで公益的機能が発揮される森林づくりを進めます。 ◆地域の自主的な森林整備活動を支援します。

② 水辺空間の保全

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆河川への空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て防止、ごみの持ち帰りに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や地域、関係機関との協働により、河川の環境美化活動に取り組みます。 ◆揖保川・千種川の水質状況を定期的に調査し、適正な水質の維持に努めます。 ◆水辺の景観や親水にも配慮した河川整備に取り組みます。

③ 環境教育の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活の中で環境の保全に関心を持つよう努めます。 ◆地域で行われる環境美化、環境保全の取組みに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育、生涯学習など、様々な場面で環境に関する教育や学習に取り組みます。 ◆関係機関や市民団体などと連携を図り、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を促進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
広葉樹転換面積	ha/年	8.0	10.4	12.4
揖保川水質状況 (BOD 値)	mg/ℓ	2.0 未満	2.0 以下	2.0 以下
千種川水質状況 (BOD 値)	mg/ℓ	2.0 未満	2.0 以下	2.0 以下
環境教育を実施した小学校数	校/年	17/17	14/14	全校

※河川における BOD 値の基準は、「生活環境の保全に関する環境基準（環境省）」により、2.0mg/ℓ 以下と定められている。

関連する個別計画

・ 宍粟市環境基本計画 ・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画

基本
施策

11 資源循環型社会の構築

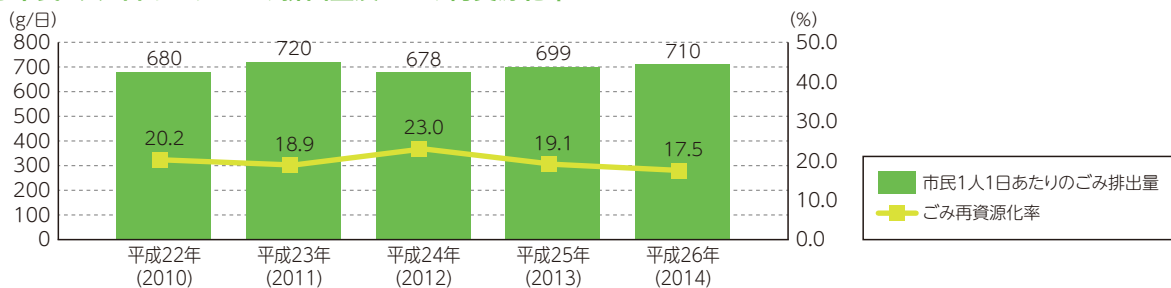
めざす
まちの姿

市民、事業者及び行政が一体となり、廃棄物の抑制と再資源化を推進し、人と自然が共生する資源循環型のまちの形成をめざします。

現状と課題

- ◆本市では、「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制と資源を有効に活用し、ものを大切に使う環境にやさしい循環型社会に向け、5R活動の普及促進を図っており、ごみの排出量は漸減傾向にあります。
- ◆平成24（2012）年度より、古紙や缶類・ペットボトルなど18品目のごみの分別収集を実施しています。今後とも市民の理解と協力を得ながら、さらなる分別や再資源化の徹底を図る必要があります。
- ◆ごみ全体重量の約19%（平成26（2014）年）を占める生ごみについて、資源ごみとして堆肥化するなどの取組みが必要です。
- ◆学校などでは、紙・びん・アルミ類などのリサイクル活動が展開されています。
- ◆宍粟市消費者協会と市、事業所がレジ袋削減協定を締結し、買い物時におけるレジ袋の削減に取り組んでいます。
- ◆本市から排出される可燃・不燃・粗大ごみは、にしはりま環境事務組合のにしはりまクリーンセンターにおいて広域処理が行われ、処理後の不燃ごみ残渣については、宍粟北残渣最終処分場で埋め立て処分を行っています。
- ◆にしはりまクリーンセンターへの収集運搬体制について、定期的に収集回数などを検証し、市民ニーズや効率性などを踏まえた改善を行っていく必要があります。

●市民1人1日あたりのごみ排出量及びごみ再資源化率



資料:環境課

※ 5R…リデュース（ごみの発生を抑える・減量化する）、リユース（一度使っただけで終わらせず何度も繰り返し使う）、リサイクル（原材料として再生して利用する）、リフューズ（不要なものは買わない）、リペア（使えるものは修理してできるだけ長く使う）。

施策の方向性

- ①一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民、事業者及び行政が一体となった5R活動をより一層展開していくことにより、ごみの減量化・資源化を促進します。
- ②一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正なごみ分別が推進されるとともに、定期的に収集回数などを検証する中で、より効果的・効率的な収集運搬体制を構築します。さらには、にしはりまクリーンセンター及び穴栗北残渣最終処分場の適正な運営・管理を行うことにより、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進します。

個別施策と主な取組み

① ごみの減量化の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの削減に向け、5R活動を正しく理解し、実践に努めます。 ◆買い物の際はマイバックを持参し、レジ袋の削減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民、事業者にごみの減量効果や資源ごみのリサイクル方法について、広報紙などにより啓発を行い、5R活動を推進します。 ◆資源ごみのリサイクル方法やごみの減量効果を広報紙などにより周知します。

② ごみの適正処理・管理

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆収集場所・時間など、決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆適正なごみ分別に向け、積極的に啓発を行います。 ◆収集運搬体制について、定期的に検証する中で、より効果的・効率的な体制の構築に取り組みます。 ◆にしはりまクリーンセンター及び穴栗北残渣最終処分場の適正な運営・管理を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
市民1人1日あたりのごみ排出量	g / 日	710.0	679.4	667.7
ごみ再資源化率	% / 年	17.5	33.3	34.2

関連する個別計画

・ 穴栗市環境基本計画 ・ 穴栗市一般廃棄物処理基本計画

基本
施策

12 再生可能エネルギーの活用

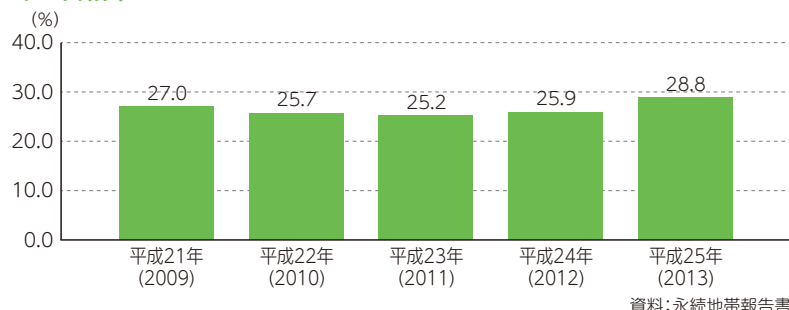
めざす
まちの姿

市民、地域、事業者及び行政が一体となり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、エネルギー自給率が高まり、エネルギーの地産地消が進んだまちをめざします。

現状と課題

- ◆東日本大震災の発生以降、原子力の安全性が問い直され、化石燃料のほとんどを輸入に依存せざるを得ない中で、従来の大規模集中型の発電施設に替わる、より環境負荷の少ない自立分散型のエネルギー源として、再生可能エネルギーに大きな注目が集まっています。また、再生可能エネルギーは、地域の自然を基盤として創り出すことのできるエネルギーであり、固定価格買取制度などを活用することにより、地域の活性化や産業振興に対しても有効な手段になると考えられています。
- ◆宍粟市には豊富な水量と急峻な地形を活かせる小水力発電の適地や、地域の先人から代々受け継がれてきた森林資源など、再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在していますが、実際にこれらを活かした再生可能エネルギー事業が地域の活性化や産業振興につながっている例は多くはありません。
- ◆再生可能エネルギー事業による利益を還元し、地域の活性化へとつなげるためには、その源となる山林や河川など、地域の自然を守り育ててきた地域住民自身が主体的に関わる中で事業を進める必要があり、地域における専門的人材の育成・確保、専門機関との連携、関係者相互のネットワークづくりなどが重要な課題となっています。
- ◆公共施設に太陽光発電システムや木質ペレットストーブ・ボイラーを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。
- ◆宍粟市では、「環境基本計画」とその具体的な取組み指針となる「エコしろうアクションプラン」を策定し、この中で、平成42(2030)年度の本市のエネルギー自給率を70%と目標に掲げ、市民への再生可能エネルギー機器の導入促進、省エネルギーの推進などに取り組んでいます。

●再生可能エネルギー自給率



※再生可能エネルギー…有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、波力、バイオマスなどの利用が挙げられる。

※固定価格買取制度…再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど）を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

施策の方向性

- ① 宍粟市環境基本計画の基本理念に沿って、「環境とまちづくりの好循環の実現」をめざすため、市民、事業者、地域、行政が連携し、再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを進めます。特に、地域において持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進することにより、その利益が地域に還元される取組みを進めます。
- ② 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の削減に向け、省エネに対する意識の高揚を図るとともに、エネルギー消費量の「見える化」などを実践する中で、市民、事業者及び行政が一体となり省エネルギーを推進します。

個別施策と主な取組み

① 再生可能エネルギーの導入促進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習の場などを通じて再生可能エネルギーに関する知識や関心を高めます。 ◆身近な自然や地域資源についてより良く知るとともに、それらを活用する再生可能エネルギー事業や、それを活かした地域づくりについて積極的に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民、事業所に対し再生可能エネルギーなどに関する情報の提供や啓発活動を行うとともに利用促進に向けた支援に努めます。 ◆地域が主体となる再生可能エネルギー事業について、情報提供、地域における専門の人材の育成、専門機関との連携、関係者相互のネットワークづくり、財政的支援など、多面的な支援を行います。 ◆公共施設へは、年次的に計画を立て太陽光発電システムや木質ペレットストーブ・ボイラーなどを導入します。

② 省エネルギーの推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆兵庫県が実施する「うちエコ診断」などを活用し、各家庭におけるエネルギーの利用状況の把握に努めます。 ◆日頃から節電・節水や冷暖房の適正利用に努めます。 ◆省エネ家電、低公害車、蓄電システムなど、より環境負荷の少ない製品の調達・活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報や生涯学習の場を通じて、省エネに関する情報提供や啓発活動を行います。 ◆行政活動全般において節電・節水や冷暖房の適正利用を進めます。 ◆低公害車、蓄電システムなど、環境負荷の少ない製品の調達・活用を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
再生可能エネルギー自給率（産業・運輸除く）	% / 年	28.8 (H25)	44.3	57.1

■関連する個別計画

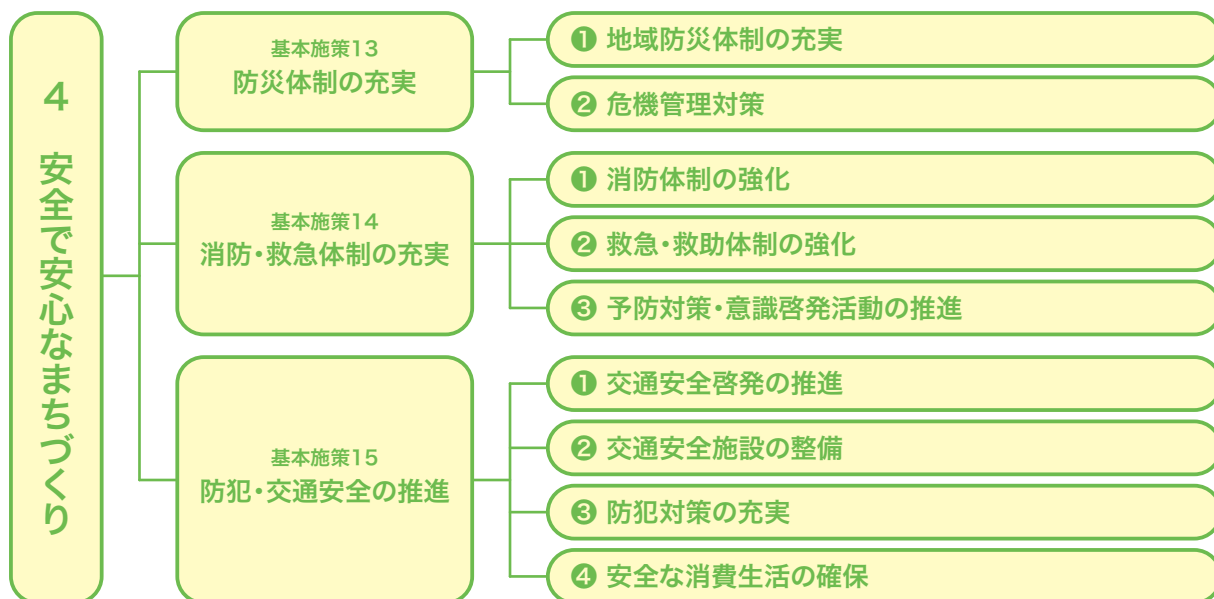
- ・ 宍粟市環境基本計画 ・ 宍粟市森のゼロエミッション構想（兼バイオマスタウン構想）

4

安全で安心なまちづくり

取組みの視点

まちの危機管理を行ううえでの基本的な考え方として、「自助・共助」、「公助」の協働による安全・安心のまちづくりを進めます。有事にあたっては、まず「自助」として自らの身を守る備えを行い、自分の力が及ばない範囲を「共助」として周囲の人たちやボランティア、企業などの連携による仕組みによって対応を図ります。そして「公助」は、個人や地域の力では解決できないことについて、市や消防、警察をはじめ、国・県等による公的機関が担い、地域の防災力を高めます。





はじめに

基本構想

基本計画第1章

基本計画第2章

資料編

基本
施策

13 防災体制の充実

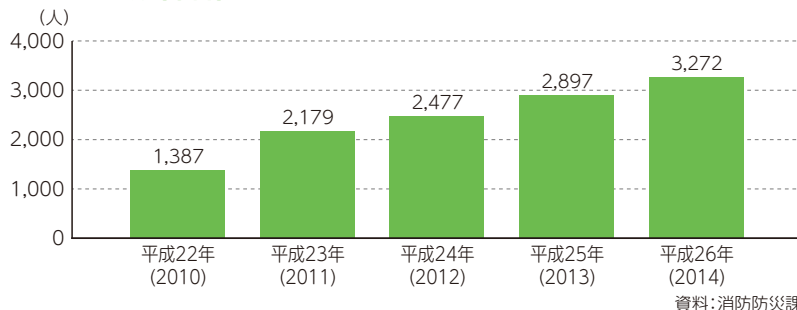
めざす
まちの姿

防災基盤の整備を推進するとともに、市民の防災意識の向上による「自助」「共助」の強化を図り、市民生活を脅かす危機に対し、市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができる災害に強いまちをめざします。

現状と課題

- ◆平成 21（2009）年に宍粟市を襲った台風 9 号をはじめ、東日本大震災や日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。本市では、地域防災計画の見直しをはじめ、大規模地震を想定した総合防災訓練の実施、情報伝達手段の多重化と伝達スピードの向上など、総合的な災害対策に取り組んでいます。
- ◆災害から市民の生命、財産を守るには、市民の防災意識の向上や自主防災組織のさらなる強化が課題となっており、自治会や自主防災組織による初動活動、要援護者の避難支援体制の充実が必要となっています。
- ◆本市においては、山林の占める割合が非常に高く、土砂災害が起こりやすい箇所が多く存在するとともに、揖保川・千種川、その他中小河川が市内各所を流れ、大雨により大きな洪水被害を引き起こす可能性があります。そのため、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域における土砂崩壊などの防止対策や警戒避難態勢の強化に向けて取り組んでいく必要があります。

●ひょうご防災ネット加入者数(累計)



※ひょうご防災ネット…携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用し、災害発生時等の緊急時に、緊急気象情報や避難情報等をいち早く市民に発信するシステム。

施策の方向性

- ①地域や消防、警察など関係機関と連携した総合防災訓練の継続的な実施や、平成 25（2013）年度に制定した「家族防災の日」の啓発などより、市民の防災意識の向上に努めます。また、自主防災組織が主体となった防災訓練の実施や、自主防災マップ及び災害に備えた防災台帳の作成など、自主防災組織の活動を支援するとともに、組織の重要性について啓発に努めます。また、家族などの支援が受けられない要配慮者を避難行動要支援者と位置付け、個別の避難支援プランを作成し、自主防災組織などに協力を求め、避難支援対策を進めていきます。

②風水害や地震などの大規模な災害に備え、「兵庫県地域防災計画」及び「宍粟市地域防災計画」に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るとともに、急傾斜地崩壊対策や河川改修など、自然災害における危険箇所への安全対策を推進します。また、重大な感染症や武力攻撃などの危機が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、市としての危機管理体制の強化を図ります。

個別施策と主な取組み

① 地域防災体制の充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆自分たちの命は自分たちで守る意識を持つように心がけます。 ◆地域の自主防災組織などの訓練に積極的に参加し、必要な知識や技術の習得に努めるとともに、共助意識の向上に努めます。 ◆災害への備えとして、行政からの緊急・災害情報の伝達手段である「ひょうご防災ネット」の加入に努めます。 ◆行政や関係機関などとの連携により、高齢者や障がいのある人など、地域における要援護者の実態把握に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報紙等や防災訓練を通じて防災に対する啓発活動を行うとともに、「ひょうご防災ネット」への加入を促進し、防災意識の向上を図ります。 ◆自治会や関係機関などとの連携を図り、講習会、防災訓練、自主防災マップ及び災害に備えた防災台帳の作成など、自主防災組織の活動を支援します。 ◆災害時における要援護者を支援するため、情報の把握に努めるとともに、個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉などの関係機関や自主防災組織などとの情報共有を図ります。

② 危機管理対策

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における危険箇所や避難経路の確認を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆急傾斜地崩壊対策や、砂防及び護岸の整備など、治山、治水対策を推進します。 ◆自然災害だけでなく、新型インフルエンザ等の感染症対策や武力攻撃、テロ等への対策など、あらゆる危機に備えて危機管理体制を整備します。 ◆宍粟市危機管理指針などに基づき、想定される危機事象に対する所管部局を明確にし、平時より危機に備えたマニュアルを整備します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
ひょうご防災ネットの加入者数【累計】	人	3,272	4,500	6,000
自主防災マップ・防災台帳作成団体数【累計】	団体	40	155	155

■関連する個別計画

・宍粟市地域防災計画 ・宍粟市国民保護計画 ・宍粟市危機管理基本指針

※家族防災の日…平成21(2009)年台風9号災害のあった8月9日と阪神淡路大震災のあった1月17日を「家族防災の日」として、毎年この日の夕食後に、家族で災害への備えについて話し合うこととしている。

基本
施策

14 消防・救急体制の充実

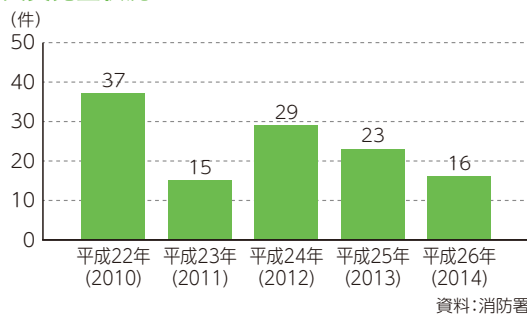
めざす
まちの姿

消防・救急体制が充実するとともに、市民と行政との連携により、防火・救命に関する「自助」「共助」の取組みの強化と意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

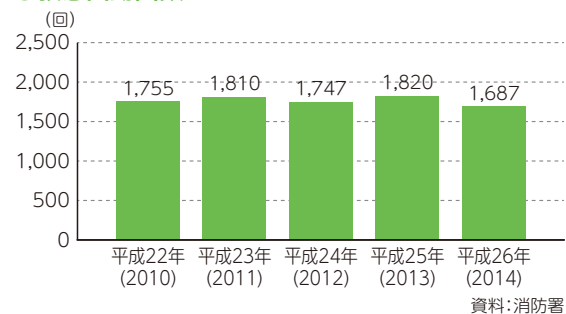
現状と課題

- ◆本市の消防体制は、常備消防である西はりま消防組合穴栗消防署と、地域で組織する非常備消防の消防団で構成されています。
- ◆消防・救急体制については、消防力の強化による住民サービスの向上や消防体制の効率化と基盤の強化を図るため、平成25(2013)年度より3市2町による広域化を実現し、常備消防として消防業務全般を実施しています。
- ◆消防団は、新規団員の確保が困難な地域が増えていることや、昼間に地元に住居する団員が減少していることなどにより、消防団組織としての基盤が弱まりつつあるため、強化を図る必要があります。また、地域の自主防災組織も消防団との連携により、地域の消防力の向上を図っていく必要があります。
- ◆高齢社会の進展や疾病構造の変化などから、救急活動の専門性及び高度化が求められています。このため、救急救命士を中心とする救急隊員の資質の向上や医療機関との連携の強化などにより、救命率の向上を図ることが必要となっています。また、迅速な対応が人命救助につながることから、高度な救急資機材整備など、救急体制の強化充実を図る必要があります。
- ◆平成25(2013)年11月にドクターヘリが運用開始されて以降、穴栗消防署では平成27(2015)年2月末現在で65件の出動を要請し、重症外傷及び循環器系疾患の患者を専門病院へ搬送しています。
- ◆穴栗消防署では救急救命士の生涯教育として穴栗総合病院はもとより、県立姫路循環器病センター、姫路救命センター、県立加古川病院、津山中央病院など多くの病院の協力を得ながら研修を実施しています。
- ◆火災の発生を予防するため、市民の火災予防意識を高めるための啓発活動などをさらに強化していく必要があります。また、防火対象物、危険物施設などについては、火災などの災害発生の際に多大な被害を出す危険を有していることから、立入検査などによる防火指導の徹底・充実を図る必要があります。

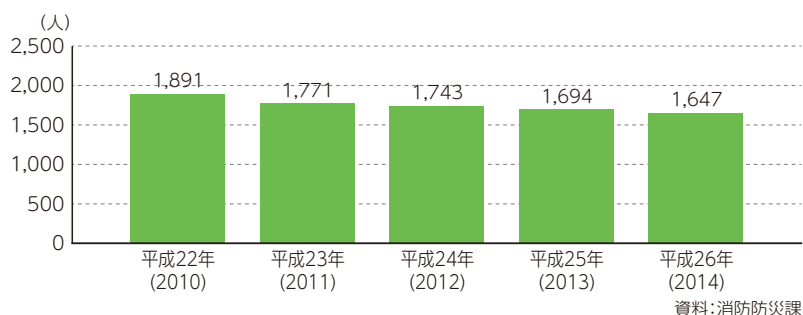
●火災発生状況



●救急出動回数



●消防団員数



施策の方向性

- ①関係市町との連携により、宍粟消防署における消防体制の充実を図ります。また、消防団員の資質向上を図るため訓練活動を促進するとともに、地域や自治会と連携し、団員の確保に向けた取組みを推進します。
- ②迅速で的確な救急・救助活動を実施するため、救急救命士の養成、教育訓練、生涯教育を推進し、救急隊員の資質向上に努めるとともに、速やかに適切な医療機関に収容できるよう、関係機関との連携を強化します。また、ドクターヘリ及び県防災ヘリとの連携を含め高度救急救助活動の強化に努めます。
- ③宍粟消防署や消防団との連携による啓発により、市民の防火意識の向上を図ります。また、予防査察、危険物施設の設置の際には保安指導を強化するなど、火災予防の徹底と、防火管理者の育成・指導による、自主予防体制の確立を促進します。

個別施策と主な取組み

① 消防体制の強化

市民等の役割	行政の役割
◆宍粟消防署や消防団による消防活動の取組みを支援するとともに、地域における消防団員の確保に協力します。	◆宍粟消防署及び消防団の救助技術の向上と活動の強化を図るため、消防施設、消防車両、消防資機材などの配備を進めます。 ◆消防団組織の維持、体制強化に努めます。

② 救急・救助体制の強化

市民等の役割	行政の役割
◆救命講習会などに積極的に参加し、救命手当ての方法を身につけます。	◆救急体制の充実強化と救急救命士の養成を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救助処置の実施による救命率の向上を図ります。 ◆積極的に救命講習会を開催するとともに、誰もが救命手当ての方法や手順を習得できるよう、市民の積極的な参加を促します。 ◆市内各施設に配置のAED（自動体外式除細動器）を、誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組みます。

③ 予防対策・意識啓発活動の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆一人ひとりが防火意識を高め、火の用心に努めます。 ◆住宅用火災警報器を設置するとともに保守点検に努めます。 ◆事業者は、防火管理の責任を意識し、定期的な自衛消防訓練や施設の点検に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防火講習の実施や火災予防広報などにより、防火意識の啓発を推進します。 ◆事業所や店舗、危険物施設などに立入検査を行い、違反施設に対する技術基準、維持管理体制の是正指導を行います。 ◆火災予防の一層の普及を図り、高齢者を中心とする死者の発生を抑制することに努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
消防団員数	人	1,647	現状値を維持	現状値を維持
応急手当講習受講者数【延べ】	人/年	1,781	1,800	H32より増加
普通救命講習受講者数	人/年	461	600	H32より増加
火災による死者数	人/年	1	0	0





はじめに

基本構想

基本計画第1章

基本計画第2章

資料編

基本
施策

15 防犯・交通安全の推進

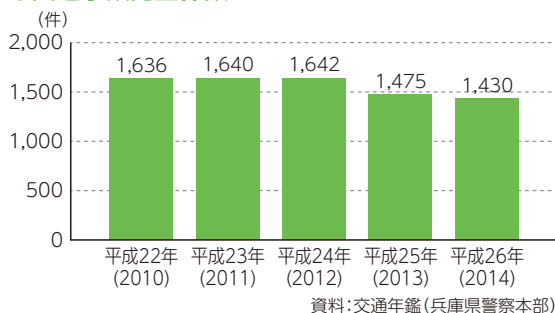
めざす
まちの姿

交通ルールやマナーが遵守された交通社会の形成と、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

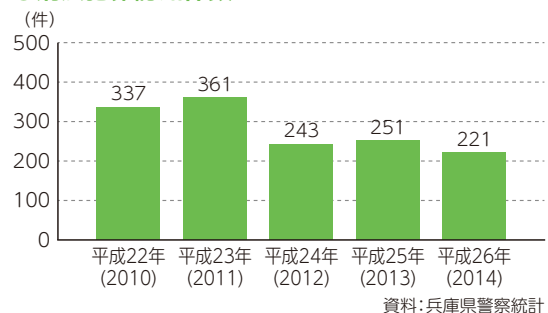
現状と課題

- ◆全国交通安全運動や交通事故防止運動期間中にあわせ、交通安全意識の高揚を図る取組みとして、関係機関と連携しながら交通立番（街頭啓発活動）を実施しているほか、幼児・児童・生徒・高齢者を対象とした交通安全教室を実施しています。
- ◆市内の交通事故件数はほぼ横ばい傾向にある状況ですが、その内容では高齢者が被害者や加害者となる事故が増加しています。このことから、高齢者自身が、加齢に伴う身体能力の変化を自覚するためにも、参加、体験、実践型の高齢者交通安全教育を普及、促進させることが必要です。
- ◆幅員が狭く見通しの悪い交差点が多い道路では、今後もカーブミラー、ガードレール、横断歩道、信号機などの交通安全施設を整備していくことが重要です。
- ◆全国的に犯罪発生件数が減少している中、本市においてもやや減少傾向にあるものの、消火栓ボックスや側溝の鉄蓋などを狙った窃盗が増えています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺などの被害が全国で発生しています。
- ◆地域の防犯活動では、防犯灯の設置や通学時の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動など、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、積極的な取組みが展開されています。今後もさらに行政、警察、関係機関・団体と連携し、安全確保に向けた取組みを行うことが重要です。
- ◆情報の高度化などにより、消費者を取り巻く環境や利便性が向上していますが、その一方で市民の消費生活が複雑多様化し、消費者トラブルが社会問題化しています。自ら考え、行動する消費者が増え、消費者被害が減少していくよう努める必要があることから、本市では、平成22（2010）年に宍粟市消費生活センターを開設し、専門的な相談員により市民の消費生活相談に対応し助言を行っています。

●交通事故発生件数



●刑法犯罪認知件数



施策の方向性

- ① 宍粟市交通安全協会などとの連携による啓発により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
また、これまで実施している幼稚園、保育所及び小・中学校の交通安全教室をさらに充実させるとともに、高齢者を対象とした交通安全教室を推進します。
- ② 交通安全施設整備の充実により、危険箇所の解消に努め、より利用しやすく、安全で人と車が共存・共生できる道路交通環境の整備を図ります。
- ③ 自主防犯活動を積極的に支援し、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のさらなる高揚を図るとともに、市民や地域による自主防犯体制と、行政や警察、ボランティア団体、学校などが連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。
- ④ 消費生活センターの充実を図り、消費生活相談員を中心に、学校・社会教育・民生委員・介護サービス事業者などと連携し、被害防止啓発活動を実施するなど、賢い消費者の育成のための消費者教育を推進します。

個別施策と主な取組み

① 交通安全啓発の推進

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通ルール、交通マナーを守り、安全運転に努めます。 ◆ 地域の学校及び子どもの安全確保のため見守り活動を実施します。 ◆ 自転車の安全で適正な利用について理解し、自転車損害賠償保険等に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 全国交通安全運動期間を中心に、市民、地域、警察、宍粟市交通安全協会等と連携し、地域ぐるみで交通安全運動に取り組むことで、広く意識啓発を行います。 ◆ 子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をさらに充実します。

② 交通安全施設の整備

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路をはじめ、道路などの危険箇所を発見した場合は行政に報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路交通安全推進協議会と連携し、関係者合同で定期的な通学路の点検を行い、安全性の向上に努めます。 ◆ 交通事故が多い等の危険箇所について、関係機関と検討し安全対策を講じます。 ◆ 道路照明やカーブミラー、防護柵等の交通安全施設を適切に整備します。

③ 防犯対策の充実

市民等の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯意識を高め、戸締りなど防犯行動に努めます。 ◆ 「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、防犯活動や犯罪を抑止する環境づくりに取り組みます。 ◆ 地域の学校及び子どもの安全確保のため見守り活動を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域による自主防犯の活動を支援するとともに、警察等の関係機関との連携により防犯活動を展開します。 ◆ 犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。

④ 安全な消費生活の確保

市民等の役割	行政の役割
<p>◆消費者トラブルに巻き込まれないように、積極的に消費生活に関する情報や知識の習得に努めます。</p>	<p>◆市民や事業者等へ消費問題に関して理解を深めていただくため、消費生活に関する啓発及び情報提供を行います。</p> <p>◆市民からの相談に適切に対応するとともに、相談がしやすく開かれた相談窓口になるよう努めます。</p>

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
交通事故発生件数	件/年	1,430	1,381	1,183
刑法犯罪認知件数	件/年	221	199	177
消費者相談による契約被害防止率	%/年	17.1	20.1	22.6

